

改正後	改正前
<p>（優先出資の消却について準用する商法等の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第四十八条の二の規定において優先出資の消却について商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「株券」とあるのは「優先出資証券及単位未満優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第四十八条の二の規定において法百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について法百十八条の十第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは「第四十八条の二」と、「前条第三項」とあるのは「百十八条の九第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>（単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え）</p> <p>第五条の二 法第四十八条の四の二第五項の規定において単位未満優先出資証券について商法第二百五十五条第一項の規定を準用する場合に</p>	<p>（優先出資の消却について準用する商法の規定の読替え）</p> <p>第五条 法第四十八条の二の規定において優先出資の消却について商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十五条第一項の規定を準用する場合には、同項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券及単位未満優先出資証券」と、「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第四十八条の二の規定において法百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について商法第三百七十七条第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の二」と、「前条第二項」とあるのは「同法百十八条の八第二項ニ於テ準用スル第三百七十六条第二項又八同法百十八条の九第三項」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>

おいては、同項中「株式」とあるのは「単位未満優先出資」と読み替えるものとする。

第五条の三 法第四十八条の四の三第三項の規定において同条第二項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について商法第二百二十条ノ五第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第二項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同条第三項中「総会」とあるのは「社員総会」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第二項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるものとする。

第六条 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ四の規定を準用する場合には、同条第一項中「端株原簿」とあるのは「単位未満優先出資原簿」と読み替えるものとする。

(新設)

(単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第六条 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資証券について商法第二百三十条ノ三の規定を準用する場合には、同条第一項中「端株原簿」とあるのは「単位未満優先出資原簿」と読み替えるものとする。

第二百三十条ノ三	端株原簿	単位未満優先出資原簿
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

2|

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資原簿に記載の

2|

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について

<p>第一項</p> <p>第二百三十条ノ三 第五項において準 用する第二百五条</p>	<p>株式</p>	<p>単位未満優先出資</p>	<p>第一項</p>	<p>第二百三十条ノ三</p>	<p>端株原簿</p>	<p>単位未満優先出資原簿</p>	<p>第三項</p>	<p>第二百三十条ノ三</p>	<p>端株ノ一株</p>	<p>単位未満優先出資ノ優 先出資一口</p>	<p>第一項</p>	<p>端株主</p>	<p>単位未満優先出資社員</p>	<p>第二百三十条ノ八ノ 二第一項</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第四十八条の五ニ 於テ準用スル第二百三 十条ノ八ノ二第一項</p>

ある単位未満優先出資社員について商法第二百二十条ノ五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

					読み替える商法の規定	第二百二十条ノ五 第一項
	株主		端株ヲ取得シタル	一株	端株ト	端株ト
	優先出資社員		単位未満優先出資原簿 ニ記載スベキ単位未満 優先出資ヲ取得シタル 時又ハ其ノ単位未満優 先出資ト併セテ優先出 資一口トナルベキ単位 未満優先出資証券ヲ特 定目的会社ニ提出シタ ル	優先出資一口	単位未満優先出資ト	単位未満優先出資ト
					読み替えられる字句	読み替える字句

商法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八の規定を準用する場合におけるこれらの規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

					読み替える商法の規定	第二百三十条ノ七 第一項
	端株券	端株ヲ	一株	端株ト	端株原簿	端株原簿
	単位未満優先出資証券	単位未満優先出資ヲ	優先出資一口	単位未満優先出資ト	単位未満優先出資原簿	単位未満優先出資証券
					読み替えられる字句	読み替える字句
						第二百三十条ノ八 第一項
	端株券	端株ヲ	一株	端株ト	端株原簿	端株原簿
	単位未満優先出資証券	単位未満優先出資ヲ	優先出資一口	単位未満優先出資ト	単位未満優先出資原簿	単位未満優先出資証券

第二百二十条ノ五 第二項	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第二項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項
	株主	優先出資社員
第二百二十条ノ五 第三項	總會	社員總會
	株主	優先出資社員
第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第二項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項	優先出資社員
	株主	優先出資社員

第二百三十条ノ八 第二項	端株券	優先出資社員ト
	一株	優先出資一口
第二百三十条ノ八 第三項	株主	優先出資社員
	株主	優先出資社員
第二百三十条ノ八 第三項において準 用する第三百四十 一条ノ六第一項	第二百二十四条ノ三 第一項	資産の流動化に関する 法律第四十四条第二項 ニ於テ準用スル第二百 二十四条ノ三第一項
	ノ轉換ノ請求ニ因リ テ発行セラレタル株 式ニ付テハ	二同法第四十八条の五 ニ於テ準用スル第二百 三十条ノ八第一項及第 二項ノ規定ニ依リ優先

<p>規定</p> <p>読み替える商法の</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
---------------------------	------------------	----------------

3 | 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資について商法
 第二百二十条ノ六の規定を準用する場合における当該規定に係る技
 術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>規定</p> <p>読み替える商法の</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
---------------------------	------------------	----------------

3 | 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資について商法
 第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十条ノ九前段の規定を準用する
 場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり
 とする。

<p>第二百三十条ノ八 第三項において準 用する第三百四十 一条ノ六第二項</p>	<p>第一項</p> <p>ノ轉換ノ請求ニ因リ テ発行セラレタル株 式ニ付テハ</p>	<p>総会</p> <p>社員総会</p>
<p>第二百二十四条ノ三</p>	<p>第一項</p>	<p>出資社員トナリタル</p>
<p>資産の流動化に関する 法律第四十四条第二項</p>	<p>ニ於テ準用スル第二 二十四条ノ三第一項</p>	<p>法律第四十四条第二項 ニ於テ準用スル第二 二十四条ノ三第一項</p>
<p>ニ同法第四十八条の五 ニ於テ準用スル第二 三十条ノ八第一項及第 二項ノ規定ニ依リ優先 出資社員トナリタル</p>	<p>ニ同法第四十八条の五 ニ於テ準用スル第二 三十条ノ八第一項及第 二項ノ規定ニ依リ優先 出資社員トナリタル</p>	<p>ニ同法第四十八条の五 ニ於テ準用スル第二 三十条ノ八第一項及第 二項ノ規定ニ依リ優先 出資社員トナリタル</p>

第二百二十条ノ六 第二項	株式二	優先出資二
	株式一株ノ	優先出資一口ノ
第二百二十条ノ六 第三項	株式	優先出資
	株式一株ノ	優先出資一口ノ
第二百二十条ノ六 第四項	株式	優先出資
	発行済株式ノ総数	発行済優先出資ノ総口数

第二百三十条ノ九 前段	発行済株式ノ総数	発行済優先出資ノ総口数
	株式	優先出資
第二百三十条ノ八 第二項	端株券	単位未満優先出資証券
	端株主	単位未満優先出資社員
第二百三十条ノ八 第三項	株式二	優先出資二
	株式一株	優先出資一口
第二百三十条ノ八 第四項	株式	優先出資
	株式	優先出資
第二百三十条ノ八 第五項	発行済株式ノ総数	発行済優先出資ノ総口数
	株式	優先出資

項	第二百十五條第一	株券	優先出資証券及單位未 滿優先出資証券
項	第二百十四條第三	株式ノ数	優先出資ノ口数
規定	読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(優先出資について準用する商法の規定の読替え)
 第七條 法第四十九條第一項の規定において優先出資について商法の
 規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次
 の表のとおりとする。

項	第二百十五條第一	株券及端株券	優先出資証券及單位未 滿優先出資証券
規定	読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(優先出資について準用する商法の規定の読替え)
 第七條 法第四十九條の規定において優先出資について商法の規定を
 準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表の
 とおりとする。

株式ノ数	優先出資ノ口数
株主總會	社員總會
株主ノ	優先出資社員ノ
株式ヲ	優先出資ヲ

項 第二百二十条第一			項 第二百十六条第一		項 第二百十五条第四	項 第二百十五条第三		
株主	一株	発行、併合又八分割	新株券	旧株券	株券	株券	株式ノ数	株主及株主名簿
優先出資社員	優先出資一口	併合	新優先出資証券又八新 単位未滿優先出資証券	旧優先出資証券又八旧 単位未滿優先出資証券	優先出資証券	優先出資証券	優先出資ノ口数	優先出資社員及優先出 資社員名簿

項 第二百十七条第一		項 第二百十六条第一		項 第二百十五条第三 項及び第四項		
株主	一株	新株券又八新端株券	旧株券又八旧端株券	株券	株券	株主及株主名簿
優先出資社員	優先出資一口	新優先出資証券又八新 単位未滿優先出資証券	旧優先出資証券又八旧 単位未滿優先出資証券	優先出資証券	優先出資証券	優先出資社員及優先出 資社員名簿

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第四十九条第一項の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十条ノ十七の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第一項</td> <td>新株券</td> <td>新優先出資証券又八新単位未満優先出資証券</td> </tr> <tr> <td>旧株券</td> <td>旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券</td> </tr> </table>	第一項	新株券	新優先出資証券又八新単位未満優先出資証券	旧株券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券	<table border="1"> <tr> <td>第二百二十条第四項</td> <td>株券</td> <td>優先出資証券又八単位未満優先出資証券</td> </tr> </table>	第二百二十条第四項	株券	優先出資証券又八単位未満優先出資証券	<table border="1"> <tr> <td>端株ノ</td> <td>単位未満優先出資</td> </tr> </table>	端株ノ	単位未満優先出資
							第一項	新株券	新優先出資証券又八新単位未満優先出資証券								
旧株券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券																
第二百二十条第四項	株券	優先出資証券又八単位未満優先出資証券															
端株ノ	単位未満優先出資																

規定	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	2 法第四十九条の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十条ノ十七の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第二百十七條第四項</td> <td>端株主</td> <td>単位未満優先出資社員</td> </tr> <tr> <td>端株二</td> <td>単位未満優先出資二</td> </tr> <tr> <td>端株ノ</td> <td>単位未満優先出資ノ</td> </tr> </table>	第二百十七條第四項	端株主	単位未満優先出資社員	端株二	単位未満優先出資二	端株ノ	単位未満優先出資ノ	<table border="1"> <tr> <td>第二百十七條第三項</td> <td>株券又八端株券</td> <td>優先出資証券又八単位未満優先出資証券</td> </tr> </table>	第二百十七條第三項	株券又八端株券	優先出資証券又八単位未満優先出資証券	<table border="1"> <tr> <td>端株ノ</td> <td>単位未満優先出資ノ</td> </tr> </table>	端株ノ	単位未満優先出資ノ	<table border="1"> <tr> <td>端株原簿ノ</td> <td>単位未満優先出資原簿</td> </tr> </table>	端株原簿ノ	単位未満優先出資原簿
							第二百十七條第四項	端株主	単位未満優先出資社員													
端株二	単位未満優先出資二																					
端株ノ	単位未満優先出資ノ																					
第二百十七條第三項	株券又八端株券	優先出資証券又八単位未満優先出資証券																				
端株ノ	単位未満優先出資ノ																					
端株原簿ノ	単位未満優先出資原簿																					

第二百八十条ノ十 七第一項	新株八	新優先出資八
第二百八十条ノ十 七第二項	株券	優先出資証券及単位未 満優先出資証券

第七條の二 法第四十九條第三項の規定において単位未満優先出資証券につき同條第二項において準用する商法第二百十五條第一項の規定による提出がない場合について同法第二百二十條第四項の規定を準用する場合には、同項中「株券」とあるのは「優先出資証券又八單位未満優先出資証券」と読み替えるものとする。

(優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え)

第十九條 法第一百八條の十第一項の規定において法第一百八條の八及び第一百八條の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について法第四十九條第二項の規定を準用する場合には、これらの規定中「前項」とあるのは「第一百八條の十第一項」と読み替えるものとする。

2 法第一百八條の十第一項の規定において法第一百八條の八及び第一百八條の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について商法の規定を準用する場合には、当該規定(当該規定

第二百八十条ノ十 七第一項	新株八	新優先出資八
第二百八十条ノ十 七第二項	株券及端株券	優先出資証券及単位未 満優先出資証券

(新設)

(優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え)

第十九條 (新設)

法第一百八條の十の規定において法第一百八條の八及び第一百八條の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について商法第三百七十七條の規定を準用する場合には、当該規定

定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二百十四條第三項	株式ノ数 株券	優先出資ノ口数 優先出資証券
第二百十五條第一項	株券	優先出資証券及單位未 滿優先出資証券	優先出資証券及單位未 滿優先出資証券
	前條第三項	資産の流動化に関する 法律第百十八條の十二 於テ準用スル第二百十 四條第三項	資産の流動化に関する 法律第百十八條の十二 於テ準用スル第二百十 四條第三項
	株主及株主名簿	優先出資社員及優先出 資社員名簿	優先出資社員及優先出 資社員名簿

(当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える商法の	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百七十七條第一項において準用 する第二百十四條 第二項	株式ノ数 株券	優先出資ノ口数 優先出資証券
第三百七十七條第一項において準用 する第二百十五條 第一項	株券及端株券	優先出資証券及單位未 滿優先出資証券	優先出資証券及單位未 滿優先出資証券
	前條第二項	資産の流動化に関する 法律第百十八條の十二 於テ準用スル第三百七 十七條第一項ニ於テ準 用スル第二百十四條第 二項	資産の流動化に関する 法律第百十八條の十二 於テ準用スル第三百七 十七條第一項ニ於テ準 用スル第二百十四條第 二項
	株主及株主名簿	優先出資社員及優先出 資社員名簿	優先出資社員及優先出 資社員名簿

第百十六條第一項		第百十五條第四項		第百十五條第三項	
新株券	旧株券	株券	株券	株式ノ数	前条第二項
新優先出資証券又八新 単位未滿優先出資証券	旧優先出資証券又八旧 単位未滿優先出資証券	優先出資証券	優先出資証券	優先出資ノ口数	資産の流動化に関する 法律第百十八條の十二 於テ準用スル第百十 四條第三項

第三百七十七條第一項		第三百七十七條第一項において準用する第百十五條第四項		第三百七十七條第一項において準用する第百十五條第三項	
新株券又八新端株券	旧株券又八旧端株券	株券	株券	株式ノ数	前条第二項
新優先出資証券又八新 単位未滿優先出資証券	旧優先出資証券又八旧 単位未滿優先出資証券	優先出資証券	優先出資証券	優先出資ノ口数	資産の流動化に関する 法律第百十八條の十二 於テ準用スル第三百七 十七條第一項ニ於テ準 用スル第百十四條第 二項

第二百二十条第一 項	一株	優先出資一口
	株式ヲ	優先出資ヲ
第二百二十条第一 項	株主	優先出資社員
	端株ノ	単位未滿優先出資ノ
第二百二十条第一 項	株式	優先出資
	株券	優先出資証券及単位未 滿優先出資証券
第二百二十条第四 項において準用す る第二百十六条第	旧株券	旧優先出資証券又八旧 単位未滿優先出資証券

第三百七十七条第 一項において準用 する第二百七条第 第一項	一株	一口
	株式ヲ	優先出資ヲ
第三百七十七条第 一項において準用 する第二百七条第 第一項	株主	優先出資社員
	端株原簿	単位未滿優先出資原簿
第三百七十七条第 一項において準用 する第二百七条第 第一項	株式	優先出資
	株券又八端株券	優先出資証券又八単位 未滿優先出資証券
第三百七十七条第 一項において準用 する第二百七条第 第一項	端株券	単位未滿優先出資証券
	第二百十五条第一項	資産の流動化に関する

一 項	新株券	新優先出資証券又八新 単位未満優先出資証券
--------	-----	--------------------------

3 | (略)

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
第二十二條 法第四百十條の規定において特定目的会社について非訟
事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合に
おける同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。
(に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四項				
	端株ノ	株式	端株ニ	端株主
法律第一百八條の十二 於て準用スル第三百七 十七條第一項ニ於て準 用スル第二百十五條第 一項	単位未満優先出資ノ	優先出資	単位未満優先出資ニ	単位未満優先出資社員

2 | (略)

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)
第二十二條 法第四百十條の規定において特定目的会社について非訟
事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合に
おける同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。
(に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	第百二十六条第一項	読み替えられる字句	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十七条八条、第二百四十一条第一項、第二百二十条第二項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条第二項、第二百四十六条第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第五百三十三	読み替える字句	資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第十七条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条ノ規定、資産流動化法第七十八条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項及ビ第一百十條第六項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第六項（同条第七項ニ於
読み替える非訟事件手続法の規定	第百二十六条第一項	読み替えられる字句	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十七条八条、第二百四十一条第一項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条第二項、第二百四十六条第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第五百三十三	読み替える字句	資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第十七条第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条ノ規定、資産流動化法第七十八条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項ノ規定、資産流動化法第三十九條第四項及ビ第一百十條第六項ニ於テ準用スル商法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第六項（同条第七項ニ於

<p>条第二項、第七十 三条第一項、第八 十一条第一項、第 百三十七条ノ二、第 二百六十条ノ四第四 項、第二百八十條ノ 八第一項、第二百九 十一条第二項、第 百九十三条ノ八第 一項及ビ第二百九十四 条、有限会社法（昭 和十三年法律第七十 四号）第八条第一項 但書、第十二条ノ二 第一項、第二十八條 ノ二第一項、第四十 四条ノ三、第四十五 条及ビ第五十二條ノ 三第一項並ニ株券等 の保管及び振替に関 する法律（昭和五十 九年法律第三十号） 第三十二条第七項</p>	<p>テ準用スル場合ヲ含ム （二）於テ準用スル商法 第二百四條ノ四第一項 ノ規定、資産流動化法 第四十八條の五ニ於テ 準用スル商法第二百三 十條ノ八ノ二ニ於テ準 用スル同法第二百四條 ノ四第一項ノ規定、資 産流動化法第四十九條 ニ於テ準用スル商法第 二百二十條第二項ノ規 定、資産流動化法第百 十八條第二項ノ規定、 資産流動化法第五十四 條第四項（資産流動化 法第三百十條第一項ニ 於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商 法第二百三十七條第二 項ノ規定、資産流動化 法第百十八條の四第四 項ニ於テ準用スル商法</p>
---	--

<p>条第二項、第七十 三条第一項、第八 十一条第一項、第 百三十七条ノ二、第 二百六十条ノ四第四 項、第二百八十條ノ 八第一項、第二百九 十一条第二項、第 百九十三条ノ八第 一項及ビ第二百九十四 条、有限会社法（昭 和十三年法律第七十 四号）第八条第一項 但書、第十二条ノ二 第一項、第二十八條 ノ二第一項、第四十 四条ノ三、第四十五 条及ビ第五十二條ノ 三第一項並ニ株券等 の保管及び振替に関 する法律（昭和五十 九年法律第三十号） 第三十二条第七項</p>	<p>テ準用スル場合ヲ含ム （二）於テ準用スル商法 第二百四條ノ四第一項 ノ規定、資産流動化法 第四十八條の五ニ於テ 準用スル商法第二百三 十條ノ八ノ二ニ於テ準 用スル同法第二百四條 ノ四第一項ノ規定、資 産流動化法第四十九條 ニ於テ準用スル商法第 二百十七條第二項ノ規 定、資産流動化法第百 十八條第二項ノ規定、 資産流動化法第五十四 條第四項（資産流動化 法第三百十條第一項ニ 於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商 法第二百三十七條第二 項ノ規定、資産流動化 法第百十八條の四第四 項ニ於テ準用スル商法</p>
---	--

第二百四十五条ノ三第
三項ノ規定、資産流動
化法第六十一条第二項
ノ規定、資産流動化法
第七十八条及ヒ第八十
四条第一項ニ於テ準用
スル商法第二百五十八
条第二項ノ規定、資産
流動化法第一百六条第
三項ニ於テ準用スル有
限会社法（昭和十三年
法律第七十四号）第五
十二条ノ三第二項ニ於
テ準用スル商法第二十
八十条ノ八第三項ノ規
定、資産流動化法第四
十九条ニ於テ準用スル
商法第二百八十条ノ十
八第二項及ヒ資産流動
化法第一百六条第三項
ニ於テ準用スル有限会
社法第五十六条第三項
ニ於テ準用スル商法第

第二百四十五条ノ三第
三項ノ規定、資産流動
化法第六十一条第二項
ノ規定、資産流動化法
第七十八条及ヒ第八十
四条第一項ニ於テ準用
スル商法第二百五十八
条第二項ノ規定、資産
流動化法第一百六条第
三項ニ於テ準用スル有
限会社法（昭和十三年
法律第七十四号）第五
十二条ノ三第二項ニ於
テ準用スル商法第二十
八十条ノ八第三項ノ規
定、資産流動化法第四
十九条ニ於テ準用スル
商法第二百八十条ノ十
八第二項及ヒ資産流動
化法第一百六条第三項
ニ於テ準用スル有限会
社法第五十六条第三項
ニ於テ準用スル商法第

(略)	(略)	(略)	二百八十条ノ十八第二項ノ規定、資産流動化法第二十二條第一項ノ規定、資産流動化法第五十五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ヒ第三項ノ規定、資産流動化法第二百五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ヒ第三項ノ規定並ニ資産流動化法第十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第一項ノ規定
(略)	(略)	(略)	二百八十条ノ十八第二項ノ規定、資産流動化法第二十二條第一項ノ規定、資産流動化法第五十五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ヒ第三項ノ規定、資産流動化法第二百五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二第二項及ヒ第三項ノ規定並ニ資産流動化法第十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第一項ノ規定

	<p>第三百二十二条ノ三</p> <p>第二百二十条第二項</p> <p>資産流動化法第四十九条ニ於テ準用スル商法第二百二十条第二項ノ規定及ビ資産流動化法第一百八条第二項</p>	<p>第三百二十二条ノ二 第一項</p> <p>商法第七十八条(同法第二百一十一条第三項、第二百八十条ノ十四第一項及ビ第三百四十一条ノ十六第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>資産流動化法第三十九条第四項及ビ第一百条第六項ニ於テ準用スル商法第七十八条</p>
	<p>第三百二十二条ノ三</p> <p>商法第二百七十七条第二項(同条第四項、同法第二百二十条、第三百六十二条第一項、第三百七十一條第一項、第三百七十四條ノ十五第二項第三項、第三百七十四條ノ三十一第二項第三項、第三百七十七條第一項及ビ第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>資産流動化法第四十九条ニ於テ準用スル商法第二百七条第二項ノ規定及ビ資産流動化法第一百八条第二項</p>	<p>第三百二十二条ノ二 第一項</p> <p>商法第七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項及ビ第三百四十一条ノ十六第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>資産流動化法第三十九条第四項及ビ第一百条第六項ニ於テ準用スル商法第七十八条</p>

(略)	(略)	(略)
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>
(略)	(略)	(略)
<p>第三百三十二条ノ六 第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項(同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項(同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項(同法第三百七十四条ノ三十一第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

第百二十五条の二	(略)	(略)	第百三十三条ノ二 第一項	(略)	(略)
商法第三百七十六条	(略)	(略)	商法第二百八十条ノ 十八第二項(同法第 二百十一条第三項ニ 於テ準用スル場合ヲ 含ム)	(略)	(略)
資産流動化法第百十八	(略)	(略)	資産流動化法第四十九 条ニ於テ準用スル商法 第二百八十条ノ第十八 二項(同法第二百十一 条第三項ニ於テ準用ス ル場合ヲ含ム)及ビ資 産流動化法第百十六 条第三項ニ於テ準用ス ル有限会社法第五十六 条第三項ニ於テ準用ス ル商法第二百八十条ノ 十八第二項	(略)	(略)
第百二十五条の二	(略)	(略)	第百三十三条ノ二 第一項	(略)	(略)
商法第三百七十六条	(略)	(略)	商法第二百八十条ノ 十八第二項	(略)	(略)
資産流動化法第百十八	(略)	(略)	資産流動化法第四十九 条ニ於テ準用スル商法 第二百八十条ノ第十八 二項及ビ資産流動化法 第百十六条第三項ニ於 テ準用スル有限会社法 第五十六条第三項ニ於 テ準用スル商法第二百 八十条ノ第十八第二項	(略)	(略)

十一	第三項（同法第二百八十九条第三項、第三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十第二項及び第四百十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六條第三項
(略)	(略)	(略)

（特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）
 第五十四条 法第二百二十六條第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六條第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條	資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第二百十條

十一	第三項（同法第三百七十四条ノ四第二項、第三百七十四条ノ二十第二項及び第四百十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	第三項ニ於テ準用スル商法第三百七十六條第三項
(略)	(略)	(略)

（特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え）
 第五十四条 法第二百二十六條第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六條第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條	資産の流動化に関する法律（以下資産流動化法ト称ス）第二百十條

ノ二第一項但書、第 百七十三條第四項、 第七十八條、第二 百四條ノ四第一項、 第二百二十條第二項 、第二百三十七條第 二項、第二百四十五 條ノ三第三項、第二 百四十六條第二項、 第二百五十八條第二 項、第二百六十三條 第四項、第二百八十 條ノ八第三項、第二 百八十八條ノ十八第 二項及七第二百八十二 條第三項、其準用規 定、同法第百五十三 條第二項、第七十 三條第一項、第八 十一條第一項、第二 百三十七條ノ二、第 二百六十條ノ四第四 項、第二百八十條ノ	第四項（資産流動化法 第二百一十一條第二項ニ 於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商 法（明治三十二年法律 第四十八号）第二百四 十五條ノ三第三項
---	---

ノ二第一項但書、第 百七十三條第四項、 第七十八條、第二 百四條ノ四第一項、 第二百十七條第二項 、第二百三十七條第 二項、第二百四十五 條ノ三第三項、第二 百四十六條第二項、 第二百五十八條第二 項、第二百六十三條 第四項、第二百八十 條ノ八第三項、第二 百八十八條ノ十八第 二項及七第二百八十二 條第三項、其準用規 定、同法第百五十三 條第二項、第七十 三條第一項、第八 十一條第一項、第二 百三十七條ノ二、第 二百六十條ノ四第四 項、第二百八十條ノ	第四項（資産流動化法 第二百一十一條第二項ニ 於テ準用スル場合ヲ含 ム）ニ於テ準用スル商 法（明治三十二年法律 第四十八号）第二百四 十五條ノ三第三項
---	---

<p>第百三十二条ノ六 第一項</p>	
<p>商法第二百四十五条 ノ三第三項（同法第</p>	<p>八第一項、第二百九十一 十一條第二項、第二百九十三 條ノ八第一項及ビ第二百九十四 條、有限会社法（昭和十三年 法律第七十四号）第八條第一 項、第十二條ノ二第一項、第 二十八條ノ二第一項、第四十 四條ノ三、第四十五條及ビ第 五十二條ノ三第一項並ニ株券 等ノ保管及ビ振替ニ關スル 法律（昭和五十九年法律第三 十号）第三十二條第七項</p>
<p>資産流動化法第二百十 條第四項（資産流動化</p>	<p>(略)</p>
<p>第百三十二条ノ六 第一項</p>	
<p>商法第二百四十五条 ノ三第三項（同法第</p>	<p>八第一項、第二百九十一 十一條第二項、第二百九十三 條ノ八第一項及ビ第二百九十四 條、有限会社法（昭和十三年 法律第七十四号）第八條第一 項、第十二條ノ二第一項、第 二十八條ノ二第一項、第四十 四條ノ三、第四十五條及ビ第 五十二條ノ三第一項並ニ株券 等ノ保管及ビ振替ニ關スル 法律（昭和五十九年法律第三 十号）第三十二條第七項</p>
<p>資産流動化法第二百十 條第四項（資産流動化</p>	<p>(略)</p>

